

東海市告示第142号

東海市証明書等の交付事務等に係る本人確認実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年11月6日

東海市長 花田勝重

東海市証明書等の交付事務等に係る本人確認実施要綱の一部を改正する 要綱

東海市証明書等の交付事務等に係る本人確認実施要綱（平成19年東海市告示第104号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中(2)を次のように改める。

(2) 課税証明書

別表第1の1の表中(6)を削り、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 非課税証明書

別表第1の1の表(7)中「(物件証明のみを除く。)」を削り、同表中(9)を削り、(10)を(9)とし、(11)から(13)までを(10)から(12)までとする。

別表第2の1の項(3)中「(公布日が平成24年4月1日以降のものに限る)」を削り、同表の2の項中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(14)までを(2)から(13)までとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、別表第2の2の項の改正規定は、令和7年12月2日から施行する。